

不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン (指導要録上の出欠の取扱い等について)

令和5年4月 北杜市教育委員会



《 概要 》

平成29年2月に施行された「教育機会確保法」では、その基本理念として、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行われるようにすること」等が示されました。

また、令和元年10月の文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」、また、**本人の希望を尊重した上で、教育支援センターや不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保し、社会的自立への支援を行うことが示され、それに伴い、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについてもその要件が示されました。**

これらを踏まえ、北杜市教育委員会では、不登校児童生徒の「教育機会の確保」に向けて、民間施設等に関するガイドラインを策定しました。その概要について、以下示します。

■ 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けている場合

当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は、指導要録上「出席扱い」とすることができる。ただし、次のような要件を満たす必要がある。

- ① 児童生徒の社会的な自立や学校復帰に向けた相談・指導を主たる目的としている。
- ② 児童生徒・保護者と在籍校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- ③ 学校教職員による訪問等による対面指導・支援などが定期的かつ継続的に行われている。
- ④ 相談・指導が適切であるかどうかは、校長が教育委員会と連携をとって判断する。 など

■ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合

その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができる。ただし、次のような要件を満たす必要がある。

- ① 保護者と在籍校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- ② 教職員の訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とする。
- ③ 学習活動は、児童生徒の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムである。 など

【要点】民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について

校長が民間施設に通う不登校児童生徒の指導要録上の「出席扱い」を判断する主な要件

我が国の義務教育制度を前提としつつ、下記の要件を満たす場合

- ・ 不登校児童生徒への相談・指導が社会的な自立を目指すものである
- ・ 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際には、円滑な学校復帰ができる支援を行う
- ・ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係を保つことができる
- ・ 民間施設の利用と併せて、学校教職員等による訪問等の対面指導が行える

★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること

指導要録上の「出席扱い」を判断するまでの流れ

- ① 民間施設に入所している不登校児童生徒及び保護者から「出席扱い」に関わる申し出
- ② 保護者から不登校児童生徒の状況及び入所している民間施設についての聞き取り
- ③ 学校による当該民間施設の視察訪問（状況によって教育委員会も視察訪問）
※民間施設を訪問する際、「民間施設訪問票」【参考様式】を例に聞き取りを行う
- ④ 学校において「出席扱い」に関する協議
- ⑤ 学校と教育委員会との連携協議 ※認定の場合には「概要報告書」を提出
- ⑥ 「出席扱い」の適否について判断を保護者に伝える
- ⑦ 「出席扱い」の認定について施設に伝え、今後の連携・協力を依頼する

「出席扱い」認定後

○学校、家庭、施設との定期的な情報交換、連携・協力

（例）民間施設から提供される月1回程度の「活動報告書」等を学校と家庭で共有し、活用する。

○定期的な学校教職員等による対面指導

（例）教員やS S Wが家庭または施設を訪問し、本人や保護者、施設職員と面談等を通して状況を把握する。

「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、当該児童生徒一人一人の不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援計画等を策定することが重要である。

◎ 学級担任、養護教諭、S C、S S W等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「**児童生徒理解・支援シート（参考様式）**」を作成することが望まれる。

- ・ これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効である。

※「児童生徒理解・支援シート」は、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別添1）を参照

【要点】ICT等を活用した学習の指導要録上の「出席扱い」について

自宅においてICT等を活用した学習活動を行う不登校児童生徒の指導要録上の「出席扱い」を判断する主な要件

我が国の義務教育制度を前提としつつ、下記の要件を満たす場合

- ・ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動である
- ・不登校児童生徒の社会的な自立を助けるうえで有効・適切な学習活動である
- ・自ら登校を希望した際には、円滑な学校復帰が可能となる学習活動である
- ・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係を保つことができる
- ・学校教職員等による訪問等の対面指導を、定期的・継続的に行うことができる
- ・当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムである
- ・校長が、対面指導や学習活動の状況等を十分把握する

指導要録上の「出席扱い」を判断するまでの流れ

- ① 学校外の公的機関や民間施設での相談・指導を受けることができない状況である
- ② 当該児童生徒の保護者から「出席扱い」に関わる申し出
- ③ 保護者から児童生徒の状況及びICT等を活用した学習活動の内容の聞き取り
- ④ 学習活動の提供者が民間事業者である場合、「民間施設に関するガイドライン」を参考として適切であるかどうかを可能な限り検討し判断する
- ⑤ 「出席扱いの要件」をもとに、当該児童生徒、保護者と学校の間で「ICTを活用した学習活動」を「出席扱い」とするかについて決め、共通理解をする
 - ・期間を決めて、学習計画や学習内容について確認し、1日にどのくらいの時間や分量を学習すれば出席扱いにするのかについて、共通理解をもつ
 - ※当該児童生徒の状況や学習内容等を踏まえ、実態に応じた取り決めを行う
 - ・成果を評価に反映する場合には、学習状況の評価方法をどうするか共通理解をもつ
 - ・学習状況、学習時間の記録や報告の方法について決める
- ⑥ 教職員等の訪問による対面指導も定期的・継続的に行うことを確認する
- ⑦ 学校において「出席扱い」に関する協議
- ⑧ 学校と教育委員会との連携協議 ※認定の場合には「概要報告書」を提出
- ⑨ 改めて「出席扱い」の適否について判断を保護者に伝える

「出席扱い」認定後

○学校、家庭、施設との定期的な情報交換、連携・協力

(例) 民間事業者から提供される月1回程度の「学習報告書」等を学校と家庭で共有し、活用する。

当該児童生徒、保護者から「学習履歴の記録」等の提出をもとに相談・指導し、活用する

○定期的な学校教職員等による対面指導

(例) 教員やSSWが家庭を訪問し、本人や保護者と面談等を通して状況を把握する。

不登校児童生徒を支援する
民間施設等に関するガイドライン
(指導要録上の出欠の取扱い等について)



令和5年4月
北杜市教育委員会

不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン
(指導要録上の出欠の取扱い等について)
は、北杜市教育委員会のHPからダウンロードできます。